

## 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議の開催について

（令和元年11月26日  
内閣総理大臣決裁）

1. 水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣補佐官（国土強靭化及び復興等の社会资本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
議長代理	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	国土交通省水管理・国土保全局長
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 厚生労働省医薬・生活衛生局長 農林水産省農村振興局長 経済産業省地域経済産業グループ長 資源エネルギー庁長官 気象庁長官
オブザーバー	内閣府政策統括官（防災担当）

3. 会議の下に幹事会を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 会議及び幹事会の庶務は、国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。